

備考 神奈川県横須賀市三春町1丁目42番地 村上方

平成25年1月1日住所記載 神奈川県運転免許(神奈川老健)

神奈川県横須賀市三春町3丁目35番地55

H3(第3)用26日住所記載 神奈川県運転免許(神奈川老健)

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要な事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消滅されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。